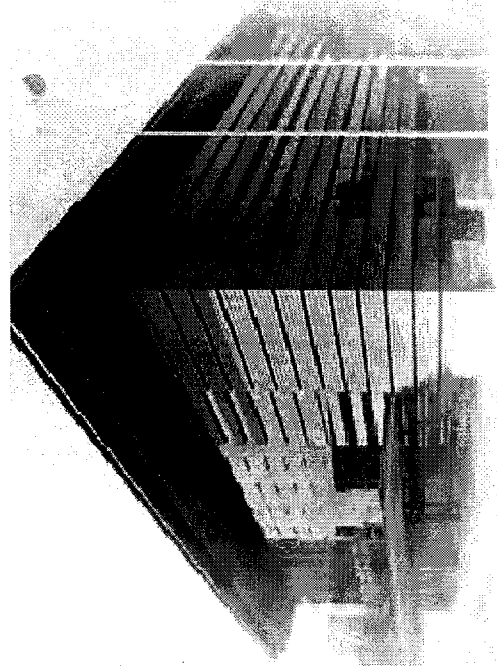


本人確認のデジタル化・厳格化の推進について
(説明資料)



内閣官房

情報通信技術 (IT) 総合戦略室
(業所管省庁)

本人確認のデジタル化・厳格化の目的

<目的>

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするため、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段を促進する。

<政府決定>

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進 (令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

(1) マイナンバーカードの安全性の周知等
(前略)

金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

II. 1. (2). ④ デジタル技術による本人確認手段等の確保 (令和元年6月14日世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、及びサービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須となる。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）を、全国どこに住んでいる人に対しても低廉な費用で提供することができる環境が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証（電子証明書）を活用したサービス提供が民間機関でも可能となり、また、従来の電子署名用途（署名用電子証明書）に加え、電子認証用途（利用者証明用電子証明書）も発行されるなど、我が国の安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充してきている。

特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

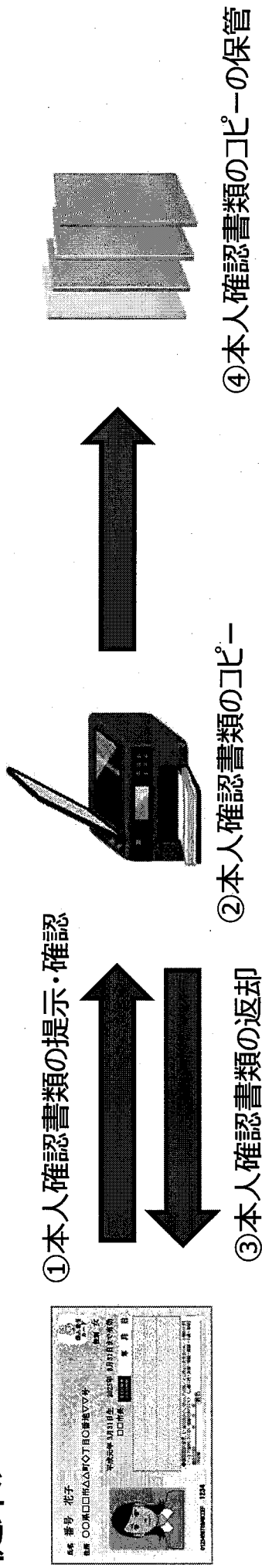
以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いいたします。

対象法律

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」）
⇒ 金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下、「携帯法」）
⇒ 移動体通信事業者、仮想移動体通信事業者等
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）
⇒ 個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

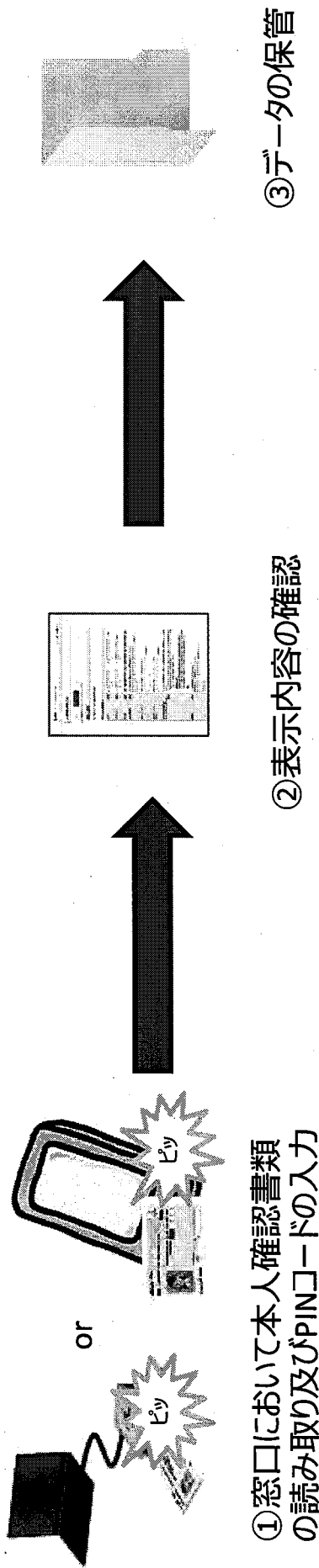
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

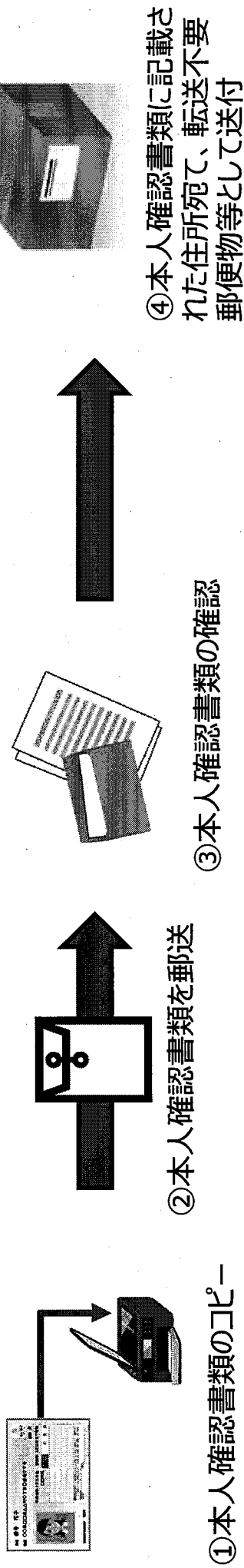
<デジタル化・厳格化後>



- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

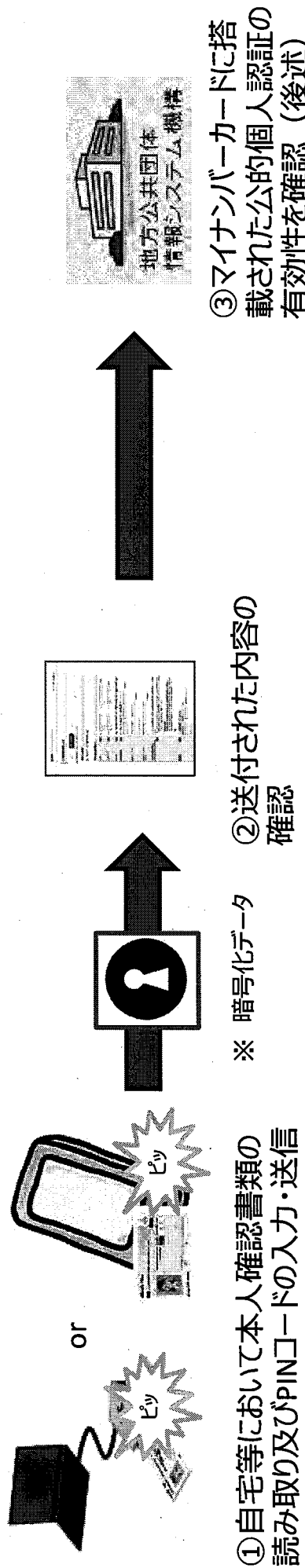
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

＜従来（主な例）＞



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手續に時間がかかる。

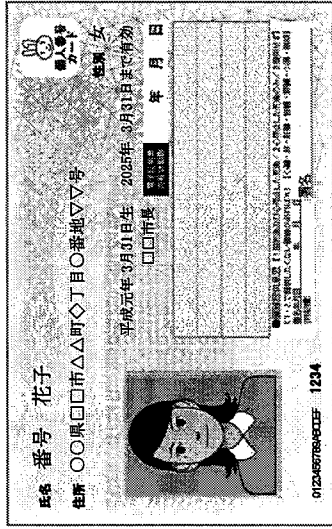
＜デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）＞



- 偽造困難なICチップの情報を利用して、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものかを確認できる）。
- 一連の手續を即時に行うことができる。

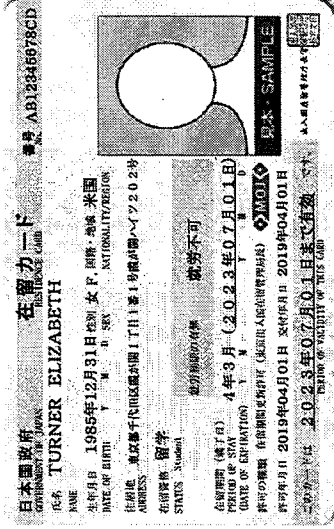
デジタル化対応可能な本人確認書類

①マイナンバーカード



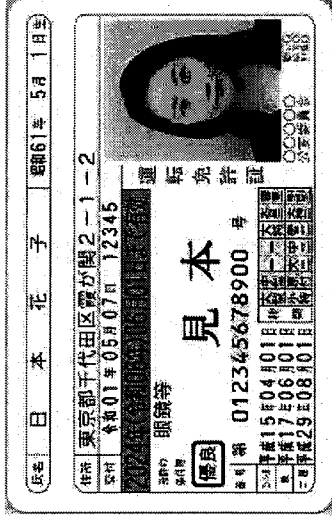
マイナンバーカードのICチップに
関するお問い合わせ先
総務省住民制度課
TEL : 03-5253-5517
FAX : 03-5253-5592

③在留カード



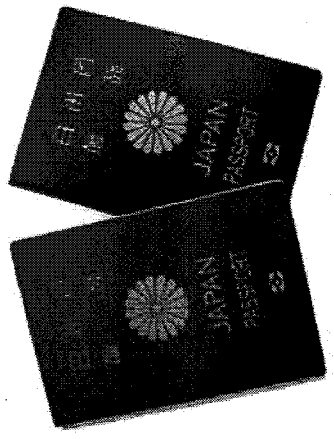
在留カードのICチップに
関するお問い合わせ先
法務省出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室
TEL : 03-3580-4111
(内線5688)

②運転免許証



運転免許証のICチップに
関するお問い合わせ先
警察庁運転免許課
TEL : 03-3581-0141 (代)

④パスポート



パスポートのICチップに
関するお問い合わせ先
外務省領事局旅券課
TEL : 03-5501-8167
FAX : 03-5501-8166

➤ 上記、本人確認書類はいずれも公的機関が発行していること及びICチップが搭載されており、偽造困難であることから、当施策における本人確認書類として想定しております。